

塩竈市高齢者紙おむつ支給事業協定書

1. 協定の名称 令和8年度塩竈市高齢者紙おむつ支給事業
2. 協定の場所 塩竈市内指定店
3. 協定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

代表者 塩竈市長 佐藤 光樹（以下「甲」という。）と
代表者 （以下「乙」という。）とは、

頭書の事業協定について、次の条項により協定を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、事業を乙と協議し、乙はこれを受け、信義に従って誠実に履行するものとする。

（目 的）

第2条 この事業は、在宅寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を常時介護している者に対し、介護に必要な紙おむつを支給することにより、家族の精神的、経済的負担の軽減に資することを目的とする。

（権利業務の譲渡禁止）

第3条 乙は、この協議によって生じる権利、又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（実施内容及び金額）

第4条 介護者が甲の指定した乙で紙おむつを引換える場合は、あらかじめ介護者に支給している紙おむつ利用券（以下「引換券」という。）で引換え、料金のうち課税世帯においては月額1,500円以内（消費税含む）、非課税世帯においては月額3,000円以内（消費税含む）を助成するものである。また、過月分の利用は認めるが、未到来月分の利用は認めない。

（請求及び支払方法）

第5条 乙は、引換券を1か月分取りまとめて翌月10日（休日の場合は後日）までに甲に請求し、甲は審査のうえ遅滞なく乙に支払うものとする。

（経理状況の保管）

第6条 乙は、引換券使用による帳票その他諸記録を整備保管し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、それらの書類を協定期間完了後5年間保管しなければならない。

2 甲は、必要と認めた場合は乙に対し、引換券使用に関する経理状況について報告もしくは、必要な書類の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第7条 乙は、協定業務の実施によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（取材制限）

第8条 乙は第三者から協定業務の実施に関する取材の申込みを受けた場合は、すみやかに甲に報告しその指示に従わなくてはならない。

（立入り調査等）

第9条 甲は、協定業務の実施に関して、随時立入り調査及び監査を行なうことができるとともに、必要な指示を乙に与えることができる。

（損害負担）

第10条 協定業務の実施にあたり、乙に生じた損害又は、乙が甲若しくは第三者に与えた損害の負担は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の解除等)

第11条 甲は、乙に不相当と認める事項があった場合は、協定を解除し、引換券使用に伴う支払金額の一部、又は全部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による協定の解除にあたり、乙に生じた損害又は乙が甲に与えた損害は乙が負担するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 協定期間中において、協定内容を変更する事由が生じた場合、甲・乙協議のうえ協定内容を変更することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

(1) 乙の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙又は乙の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引している、又は不当に利用していると認められるとき。

(その他)

第14条 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙協議のうえ定める。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名、捺印のうえ各自1通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲代表者名 住 所 塩竈市旭町1番1号
氏 名 塩竈市長 佐藤 光 樹

乙代表者名 住 所
氏 名